土砂法改正に伴う冬期間の緊急調査訓練を新潟県と合同で実施しました。

湯沢砂防事務所

湯沢砂防事務所では、新潟県土木部砂防課と合同で、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律の一部を改正する法律が平成 23 年 5 月 1 日からの施行に伴い、法律に基づく緊急調査の冬期間における訓練を平成 24 年 2 月 22 日（水）に実施しました。本訓練と同時に新潟県土木部砂防課は本年の豪雪を踏まえ、雪崩の発生状況について調査しました。

【緊急調査訓練内容】

大規模な土砂崩壊により河道閉塞が発生した際、ヘリコプター等により現地状況を確認し、河道閉塞の大きさや形状等を計測する必要があります。今回は、冬期間において大規模な土砂崩壊により河道閉塞が発生した際、崩壊状況や河道閉塞を確認することが可能であるかについて、ヘリコプターによる現地調査により訓練しました。

ヘリコプターからの目視調査では、積雪がある場合には斜面崩壊と全層雪崩との判別や、崩壊土砂が河道内を閉塞した場合に、冬期間のため河川水が少なかったり、表面が凍結していることにより、河道閉塞で湛水が発生しているかの判別が困難であることが分かりました。

今後は、冬期間における確実な調査方法について検討していくことが必要であることが明らかになりました。

【雪崩発生状況の調査】

本年の豪雪により、雪崩の発生状況について調査を実施しました。山間部では表層雪崩や全層雪崩が発生している箇所もあり、今後、気温の上昇などによる積雪の緩みにより雪崩が発生する危険もあるため、注意が必要であることを専門家より指導されていました。

写真-1　平成 23 年 3 月 12 日長野県北部地震により斜面崩壊した辰口の現場

写真-2　表層雪崩の発生状況

写真-3　ヘリコプター（ほくりく号）

写真-4　ヘリコプターからの調査風景
（前：専門家、後：新潟県職員）